

病院経営本部省エネルギー対策実施計画

平成 18 年 3 月

東京都病院経営本部

目 次

第1	病院経営本部実施計画	
1	計画の目的	1
2	計画の性格	1
3	対象施設	3
4	計画期間	4
5	エネルギー消費等に関する現状	4
(1)	エネルギー消費量	4
(2)	光熱水費	5
(3)	温室効果ガス排出量	5
6	省エネルギー対策に関する現状	6
7	削減目標	6
(1)	削減目標値	6
ア	省エネルギー率	6
イ	光熱水費節減率	6
ウ	温室効果ガス削減率	7
(2)	優良事業者としての評価取得	8
8	省エネルギー対策の推進	9
(1)	回収可能な投資で実施可能な取組み	9
ア	ESCO事業の導入・推進	9
イ	高効率機器への更新	10
(2)	運用で実施可能な取組み	10
ア	各病院の個別的取組みの推進	10
イ	職員への普及啓発	11
(3)	改築・改修に伴う省エネルギー設備の導入	11
9	計画の進行管理	12
(1)	推進体制の整備	12
ア	病院経営本部推進体制の整備	12
イ	各病院推進体制の整備	12
(2)	病院経営本部における進行管理	13
ア	点検・評価の実施	13
イ	取組内容の見直し	13
ウ	計画の見直し	13
(3)	病院における進行管理	13
ア	実施状況の点検	13
イ	実施状況の評価	13
ウ	取組内容の見直し	13
10	計画の公表	14

別表 1	省エネルギー対策の取組状況	15
別表 2	ESCO事業の導入・推進（病院別・年次別）一覧	18
別表 3	高効率機器への更新（病院別・年次別）一覧	19
別表 4	各病院の個別的取組みの推進（病院別・年次別）一覧	21

第 2 病院別実施計画

1	広尾病院	
(1)	年次別省エネルギー対策一覧	広- 1
(2)	地球温暖化対策計画書	広- 5
2	大塚病院	
(1)	年次別省エネルギー対策一覧	大- 1
(2)	地球温暖化対策計画書	大- 4
3	駒込病院	
(1)	年次別省エネルギー対策一覧	駒- 1
(2)	地球温暖化対策計画書	駒- 3
4	豊島病院	
(1)	年次別省エネルギー対策一覧	豊- 1
(2)	地球温暖化対策計画書	豊- 5
5	荏原病院	
(1)	年次別省エネルギー対策一覧	荏- 1
(2)	地球温暖化対策計画書	荏- 2
6	墨東病院	
(1)	年次別省エネルギー対策一覧	墨- 1
(2)	地球温暖化対策計画書	墨- 5
7	府中病院	
(1)	年次別省エネルギー対策一覧	府- 1
(2)	地球温暖化対策計画書	府- 3
8	神経病院	
(1)	年次別省エネルギー対策一覧	神- 1
(2)	地球温暖化対策計画書	神- 3
9	清瀬小児病院	
(1)	年次別省エネルギー対策一覧	清- 1
(2)	地球温暖化対策計画書	清- 2
10	八王子小児病院	
(1)	年次別省エネルギー対策一覧	八- 1
(2)	地球温暖化対策計画書	八- 2
11	松沢病院	
(1)	年次別省エネルギー対策一覧	松- 1
(2)	地球温暖化対策計画書	松- 3
12	梅ヶ丘病院	
(1)	年次別省エネルギー対策一覧	梅- 1
(2)	地球温暖化対策計画書	梅- 3

第 1 病院経営本部実施計画

1 計画の目的

都立病院における平成 16 年度の温室効果ガス排出量は 96,915t-CO₂ (注1) で、都立施設全体からみると 4.2%に過ぎないが、知事部局では最大の排出量となっている。

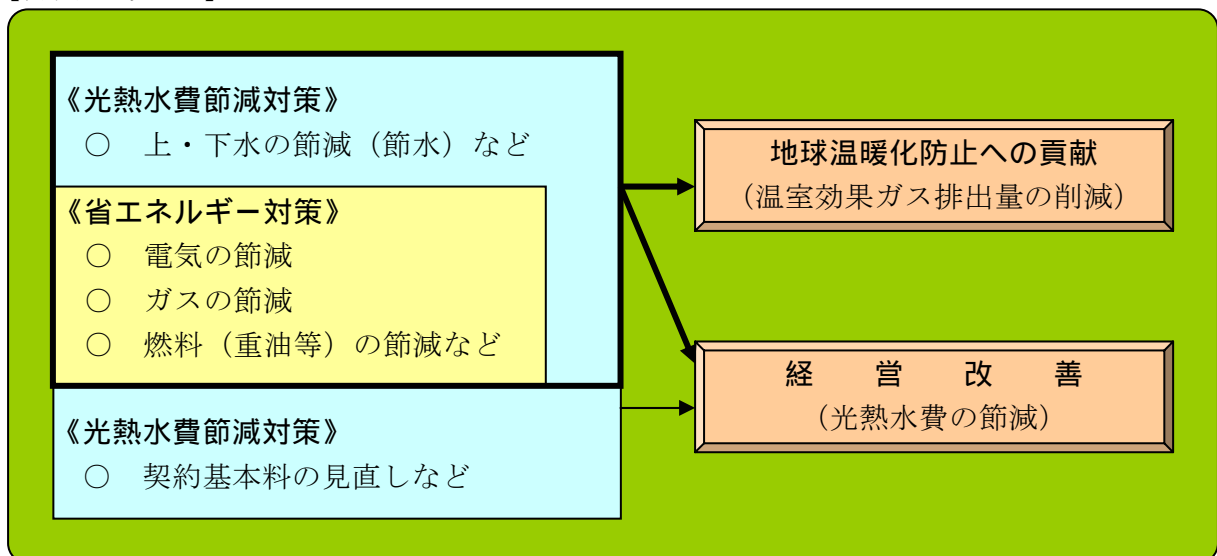
病院は 365 日 24 時間稼働し、医療機能を確保するためにエネルギーを消費しなければならない施設であるが、限りある資源とエネルギーの有効活用を図り、地球環境を守るためには、患者の療養環境に配慮しつつ、エネルギー消費量を縮減していく取組みが必要である。

このため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号。以下「省エネ法」という。)や「地球温暖化対策都庁プラン」(平成 17 年 8 月環境局策定。以下「都庁プラン」という。)などに基づき、エネルギーを消費する設備の運用管理の改善や高効率設備への更新などの省エネルギー対策(上・下水の節減、契約電力の見直しなどの光熱水費節減対策を含む。以下「省エネ対策」という。)を実施することにより、温室効果ガス排出量の縮減を図り、地球温暖化防止に貢献する。

また、省エネ対策を実施することにより、光熱水費の節減を図り、病院の経営改善にも資する。

さらに、省エネ対策の実効性を高めるため、毎年度の削減目標を病院業績評価制度(注2)の項目に追加し、病院別に目標達成度の評価を行う。

【計画の考え方】



2 計画の性格

「病院経営本部省エネルギー対策実施計画」(以下「本部省エネ計画」という。)は、省エネ対策に関する病院経営本部の総合的な実施計画であり、エネルギー消費量及び光熱水費並びに温室効果ガス排出量を削減するための目標、取組内容及び推進体制等を具体的に示したものである。

また、本部省エネ計画は、これまで省エネ法などに個別に対応していた取組みを、

注1：t-CO₂(二酸化炭素トン)は、メタンや一酸化二窒素などの温室効果ガス排出量を二酸化炭素と比較して換算した時に用いる単位。

注2：病院業績評価制度は、都立病院独自の経営評価手法で、各病院の収支目標の達成度等により経営の評価を行い、その評価結果に基づいた予算配分を行う制度。

「地球温暖化対策計画書」や都庁プランに基づく「局実行プラン」の作成に併せて、病院経営本部の総合的な省エネ対策として再構築して、体系化を図った。

したがって、本部省エネ計画は、次のような性格を有する。

- (1) 平成17年8月に環境局が策定した都庁プランに基づき、都立病院が計画的に地球温暖化対策に取り組むための「局実行プラン」として位置づける。
- (2) 環境確保条例に基づき、エネルギー消費量の大きい都立病院（重点施設及び推進施設（3頁【重点施設等の区分】参照））が地球温暖化対策に取り組むための「地球温暖化対策計画書」としての性格を有する。
- (3) 省エネ法に基づき、エネルギー消費量の大きい都立病院（第一種及び第二種エネルギー管理指定工場（3頁【重点施設等の区分】参照））が省エネルギー対策に取り組むための「中長期計画書」としての性格を有する。

これに加えて、本部省エネ計画では、次のような病院経営本部独自の取組みを行う。

- (1) 「地球温暖化対策計画書」制度に基づく、重点施設及び推進施設以外の病院についても、「地球温暖化対策計画書」を作成し、公表する。
- (2) 省エネ法に基づく、第一種及び第二種エネルギー管理指定工場以外の病院についても、省エネ法の趣旨に沿って、省エネルギー対策に取り組む。
- (3) 都庁プランに基づく「局実行プラン」の削減目標である温室効果ガス削減率に加え、省エネルギー率と光熱水費節減率を目標として追加し、光熱水費節減による経営改善にも取り組む。
- (4) 都庁プランに基づく「局実行プラン」の削減目標が21年度のみのもので目標設定であるのに対して、毎年度の削減目標を設定するとともに、進行管理手法として、病院業績評価制度によるインセンティブ方式を採用し、毎年度、病院別に目標達成度を評価し、取組みの実効性を高める。

【本部省エネ計画の性格】

対策の範囲 施設区分	地球温暖化防止		
	省エネルギー対策 〔[例] 電気、ガス、燃料の節減〕	光熱水費節減対策 〔[例] 上・下道の節減〕	光熱水費節減対策 〔[例] 契約の見直し等〕
重点・推進施設及び管理指定工場 〔広尾、大塚、駒込、豊島、荏原、墨東、府中、松沢〕	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 省エネ法 「中長期計画書」 </div> 地球温暖化対策計画書制度		本部省エネ計画
その他の病院 〔神経、清瀬小児、八王子小児、梅ヶ丘〕			

【関連計画等比較表】

区分	経済産業省	東京都	
	中長期計画書	地球温暖化対策計画書制度	地球温暖化対策都庁プラン
目的	省エネルギー対策の推進	地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策の推進 都庁全体の地球温暖化対策を推進するための実行計画
根拠	省エネ法	都環境確保条例	地球温暖化対策の推進に関する法律
対象	広尾、大塚、駒込、豊島、荏原、墨東、府中、松沢	全都立病院	
期間	作成から3年度～5年度 (毎年度作成)	17年度～21年度	
取組内容	① 対象施設は、省エネ対策やエネルギー削減効果を記載した中長期計画書を毎年度作成し、経済産業省へ提出 ② 経済産業省は、中長期計画書の評価を実施	① 対象施設は、温室効果ガスの削減対策、削減目標を記載した地球温暖化対策計画書を環境局へ提出、自ら公表 ② 環境局は、評価を実施し、全対象施設分の計画書と評価結果を公表	① 局実行プランの策定、公表 ② 環境局は、全施設に地球温暖化対策計画書制度に準じた評価を実施し、結果を公表
目標	エネルギー削減量	温室効果ガス削減率	

3 対象施設

「地球温暖化対策計画書」制度に基づく重点施設及び推進施設等の区分に関わらず、全都立病院を対象として、省エネ対策を実施する。

なお、荏原病院については、18年度に(財)東京都保健医療公社に運営移管されるため、17年度までの取組内容とそれに伴う削減目標を設定した。

【重点施設等の区分】

区分	地球温暖化対策都庁プラン		省エネ法管理指定工場			
	地球温暖化対策計画書制度	重点施設	電気エネルギー		熱エネルギー	
			第一種	第二種	第一種	第二種
広尾病院	○		○			○
大塚病院	○		○			○
駒込病院	○		○			○
豊島病院	○			○		○
荏原病院	○		○		○	
墨東病院	○		○			○
府中病院	○		○		○	
神経病院						
清瀬小児病院						
八王子小児病院						
松沢病院	○			○		○
梅ヶ丘病院						

(注) 1 重点施設とは、燃料及び熱の使用量が原油換算で年間1500k1以上の施設、又は電気の使用量が年間600万kW時以上の施設。

2 推進施設とは、「重点施設」以外で、「都有施設のエネルギー消費実態調査」の対象施設から、エネルギー使用量の多い順に並べ、その累計が80%を超えるところまでの施設及び各局ごとの最もエネルギー使用量の多い施設。(病院経営本部には該当施設なし。)

3 電気エネルギー管理指定工場とは、電気の使用量が年間600万kW時以上の施設。このうち、第一種は年間1200万kW時以上の施設。

- 4 熱エネルギー管理指定工場とは、燃料及び熱の使用量が原油換算で年間 1500k1 以上の施設。このうち、第一種は年間 3000 k1 以上の施設。
- 5 省エネ法の改正に伴い、平成 18 年 4 月以降、熱と電気の区分を廃止し、熱と電気を合算した使用量により、工場を指定することになるため、区分の変更があり得る。

4 計画期間

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とする。

5 エネルギー消費等に関する現状

都立病院における平成 16 年度のエネルギー消費量及び光熱水費並びに温室効果ガス排出量の実績については、次のとおりである。

(1) エネルギー消費量

(単位：GJ_(注3)・%)

区 分	合 計			消 費 活 動 の 区 分							
				都市ガス		電気		上・下水道		その他	
	消費量	病院別 構成比	区分別 構成比	消費量	区分別 構成比	消費量	区分別 構成比	消費量	区分別 構成比	消費量	区分別 構成比
広尾病院	206,507	9.6	100.0	82,800	40.1	123,707	59.9	—	—		0.0
大塚病院	197,944	9.2	100.0	72,174	36.4	125,403	63.4	—	—	367	0.2
駒込病院	314,688	14.7	100.0	78,936	25.1	235,670	74.9	—	—	82	0.0
豊島病院	173,607	8.1	100.0	132,250	76.2	41,357	23.8	—	—		0.0
荏原病院	236,942	11.0	100.0	163,714	69.1	73,228	30.9	—	—		0.0
墨東病院	297,696	13.9	100.0	104,052	35.0	193,300	64.9	—	—	344	0.1
府中病院	443,831	20.7	100.0	166,566	37.6	277,048	62.4	—	—	217	0.0
神経病院分(再掲)	88,603	4.1	100.0	36,478	41.2	52,125	58.8	—	—		0.0
神経病院	269	0.0	100.0	230	85.5			—	—	39	14.5
清瀬小児病院	63,883	3.0	100.0	2,990	4.7	43,142	67.5	—	—	17,751	27.8
八王子小児病院	33,496	1.6	100.0	15,272	45.6	18,224	54.4	—	—		0.0
松沢病院	146,964	6.8	100.0	67,344	45.8	79,620	54.2	—	—		0.0
梅ヶ丘病院	30,955	1.4	100.0	14,628	47.3	16,327	52.7	—	—		0.0
合 計	2,146,782	100.0	100.0	900,956	41.9	1,227,026	57.2	—	—	18,800	0.9

(注) 1 駒込病院には、臨床医学総合研究所の排出量を含む。

2 府中病院には、神経病院、府中療育センター、神経科学総合研究所の全ての区分における消費量及び多摩がん検診センターの電気の消費量を含む。

【換算式】

都 市 ガ ス	都市ガス使用量 (m ³) × 換算係数 44.064 (MJ/m ³) ÷ 1,000
重 油 (A重油)	重油 (A重油) 使用量 (kl) × 換算係数 39.1 (MJ/kl) ÷ 1,000
灯 油	灯油使用量 (kl) × 換算係数 36.7 (MJ/kl) ÷ 1,000
電 気	電気使用量 (kWh) × 換算係数 9.83 (MJ/kWh) ÷ 1,000

(注) 換算係数については、都市ガスはESCO事業、都市ガス以外は省エネ法に基づき設定した。

注 3 : GJ (ギガジュール) は、熱量の大きさを示す単位で、1GJ は 100 万 J。

(2) 光熱水費

(単位：千円・%)

区 分	合 計			光 熱 水 費 の 区 分							
				都市ガス		電 気		上・下水道		その他	
	決算額	病院別 構成比	区分別 構成比	決算額	区分別 構成比	決算額	区分別 構成比	決算額	区分別 構成比	決算額	区分別 構成比
広尾病院	366,338	9.4	100.0	73,498	20.1	168,995	46.1	123,492	33.7	353	0.1
大塚病院	320,767	8.2	100.0	70,314	21.9	161,828	50.5	87,994	27.4	631	0.2
駒込病院	553,195	14.1	100.0	89,936	16.3	276,712	50.0	186,457	33.7	90	0.0
豊島病院	300,055	7.7	100.0	116,527	38.9	67,933	22.6	115,262	38.4	333	0.1
荏原病院	370,190	9.5	100.0	149,120	40.4	98,260	26.5	122,709	33.1	101	0.0
墨東病院	531,209	13.6	100.0	109,386	20.6	240,898	45.3	180,468	34.0	457	0.1
府中病院	591,243	15.1	100.0	104,602	17.7	327,453	55.4	158,741	26.8	447	0.1
神経病院	162,092	4.1	100.0	40,724	25.2	73,954	45.6	46,748	28.8	666	0.4
清瀬小児病院	148,888	3.8	100.0	6,013	4.1	65,238	43.8	59,312	39.8	18,325	12.3
八王子小児病院	78,127	2.0	100.0	24,152	30.8	26,773	34.3	27,073	34.7	129	0.2
松沢病院	398,114	10.2	100.0	99,672	25.0	130,441	32.8	167,478	42.1	523	0.1
梅ヶ丘病院	91,776	2.3	100.0	28,932	31.5	26,672	29.1	36,081	39.3	91	0.1
合 計	3,911,994	100.0	100.0	912,876	23.3	1,665,157	42.6	1,311,815	33.5	22,146	0.6

(3) 温室効果ガス排出量

(単位：t-CO₂・%)

区 分	合 計			排 出 活 動 の 区 分							
				都市ガス		電 気		上・下水道		その他	
	排出量	病院別 構成比	区分別 構成比	排出量	区分別 構成比	排出量	区分別 構成比	排出量	区分別 構成比	排出量	区分別 構成比
広尾病院	9,194	9.5	100.0	4,247	46.2	4,845	52.7	102	1.1		0.0
大塚病院	8,714	9.0	100.0	3,702	42.5	4,915	56.4	73	0.8	24	0.3
駒込病院	13,483	13.9	100.0	4,049	30.1	9,237	68.5	192	1.4	5	0.0
豊島病院	8,502	8.8	100.0	6,784	79.8	1,624	19.1	94	1.1		0.0
荏原病院	11,325	11.7	100.0	8,398	74.2	2,832	25.0	95	0.8		0.0
墨東病院	13,122	13.5	100.0	5,337	40.7	7,574	57.7	188	1.4	23	0.2
府中病院	19,666	20.2	100.0	8,544	43.4	10,879	55.3	228	1.2	15	0.1
神経病院分(再掲)	3,966	4.1	100.0	1,871	47.2	2,046	51.6	49	1.2		0.0
神経病院	70	0.1	100.0	11	15.7			45	64.3	14	20.0
清瀬小児病院	3,129	3.2	100.0	153	4.9	1,694	54.1	52	1.7	1,230	39.3
八王子小児病院	1,536	1.6	100.0	783	51.0	715	46.5	23	1.5	15	1.0
松沢病院	6,748	7.0	100.0	3,454	51.2	3,149	46.7	145	2.1		0.0
梅ヶ丘病院	1,426	1.5	100.0	750	52.6	645	45.2	31	2.2		0.0
合 計	96,915	100.0	100.0	46,212	47.7	48,109	49.6	1,268	1.3	1,326	1.4

(注) 1 駒込病院には、臨床医学総合研究所の排出量を含む。

2 府中病院には、神経病院、府中療育センター、神経科学総合研究所の全ての区分における排出量及び多摩がん検診センターの電気の排出量を含む。

【換算式】

都 市 ガ ス	都市ガス使用量 (m ³) × 換算係数 2.36 (kg-CO ₂ /m ³) ÷ 1,000
重油 (A重油)	重油 (A重油) 使用量 (kl) × 換算係数 2.71 (kg-CO ₂ /kl) ÷ 1,000
灯 油	灯油使用量 (kl) × 換算係数 2.49 (kg-CO ₂ /kl) ÷ 1,000
電 気	電気使用量 (kWh) × 換算係数 0.386 (kg-CO ₂ /kWh) ÷ 1,000
上 水 道	上水道使用量 (m ³) × 換算係数 0.190 (kg-CO ₂ /m ³) ÷ 1,000
下 水 道	下水道使用量 (m ³) × 換算係数 0.511 (kg-CO ₂ /m ³) ÷ 1,000

6 省エネルギー対策に関する現状

病院経営本部では、これまでも病院の新規開設に当たって、荏原病院や豊島病院にコージェネレーションシステムを導入するなど、省エネ型の病院建設を行ってきた。

病院の維持管理に当たっても、省エネ法のエネルギー管理指定工場に8病院が指定されており、毎年度、経済産業省に「中長期計画書」を提出し、省エネ対策に取り組んできたほか、経費節減の観点から各病院が主体的に取り組んできた。

その取組内容は、別表1「省エネルギー対策の取組状況」(15頁参照)のとおりである。

また、16年度には、広尾病院において都立施設で初めてとなるESCO事業の実施を、いち早く決定するとともに、17年度には大塚病院での実施を決定し、先駆的な取り組みも行っている。

さらに、豊島病院の新規開設時に、熱遮蔽に伴う冷房負荷の軽減効果がある屋上庭園を設置するとともに、既存建物についても広尾病院や荏原病院に設置してきた。

7 削減目標

(1) 削減目標値

計画期間の各年度において、削減目標値として、省エネルギー率及び光熱水費節減率並びに温室効果ガス削減率を設定する。

なお、病院別の目標値は、「第2 病院別実施計画」のとおりである。

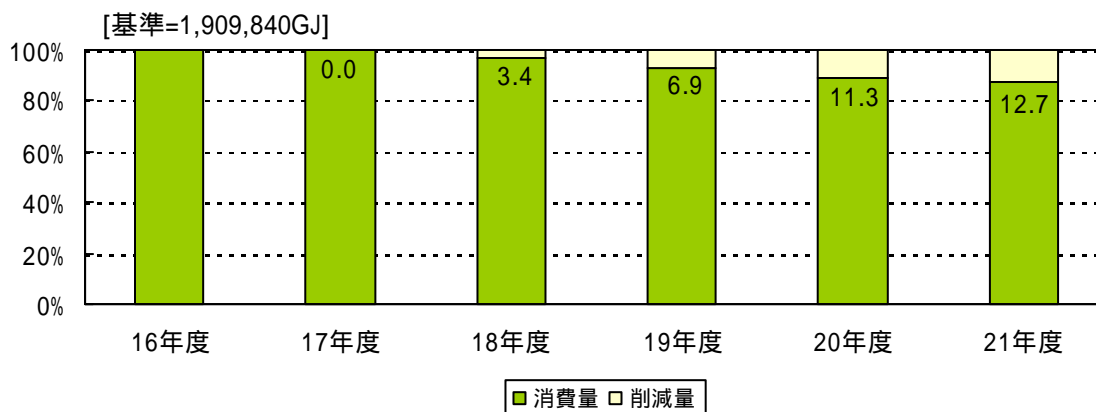
ア 省エネルギー率

病院経営本部のエネルギー消費量を、平成21年度までに平成16年度比で12.7%削減する。

$$\text{省エネルギー率} = \frac{\text{エネルギー削減量}}{\text{エネルギー消費量(16年度)}} \times 100$$

【年次別削減目標】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
削減量(GJ)	23	65,213	132,058	215,271	241,651
省エネルギー率	0.0%	3.4%	6.9%	11.3%	12.7%



イ 光熱水費節減率

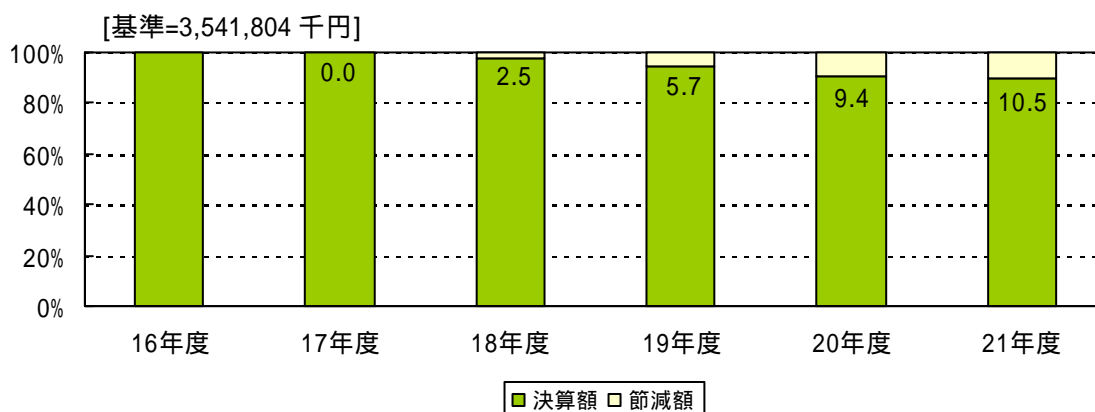
病院経営本部の光熱水費決算額を、平成21年度までに平成16年度比で10.5%節減

する。

$$\text{光熱水費節減率} = \frac{\text{光熱水費節減額}}{\text{光熱水費決算額(16年度)}} \times 100$$

【年次別削減目標】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
節減額(千円)	21	90,204	201,372	332,650	371,097
節減率	0.0%	2.5%	5.7%	9.4%	10.5%



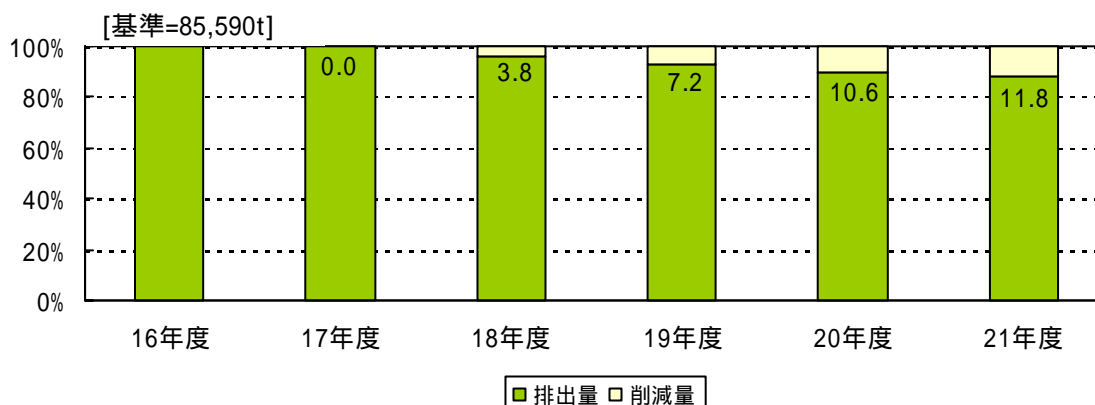
ウ 温室効果ガス削減率

病院経営本部の温室効果ガス排出量を、平成21年度までに平成16年度比で11.8%削減する。

$$\text{温室効果ガス削減率} = \frac{\text{温室効果ガス削減量}}{\text{温室効果ガス排出量(16年度)}} \times 100$$

【年次別削減目標】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
削減量(t)	1	3,211	6,175	9,048	10,100
削減率	0.0%	3.8%	7.2%	10.6%	11.8%



(2) 優良事業者としての評価取得

「地球温暖化対策計画書」制度の重点施設である広尾、大塚、駒込、豊島、墨東、府中、松沢の各病院については、優良事業者である「A評価」を取得することを目指す。

また、計画期間中にESCO事業による大規模な設備改修を行う広尾、大塚の各病院については、さらに「AA評価」または「AAA評価」を目指す。

【評価基準（「東京都地球温暖化対策指針」（平成17年東京都告示第600号））】

ランク	評価基準
C	実施すべき基本対策 ^(注1) のうち、未実施の運用対策がある
B	実施すべき基本対策のうち、運用対策について全て実施
A	実施すべき基本対策について、全て実施
AA	A評価のうち、①又は②を満たす場合 ① 総量削減率 ^(注2) ≥ 計画時の削減率 ② 目標対策 ^(注3) の実績削減率が1%以上
AA以上	AA評価のうち、①及び②に基づき、評価 ① 目標対策の達成度 ② 目標対策の実績削減率 ※ 表彰事業者を選定する専門委員会が基準を定める。
AAA	AA以上評価のうち、①から⑤に基づき、専門委員会が選定 ① 総量削減率 ② 目標対策の達成度 ③ 目標対策の実績削減率 ④ 削減対策の効果把握体制 ⑤ 削減対策の推進体制

(注2) 総量削減率 =
$$\frac{14\sim 16\text{ 年度温室効果ガス排出量平均} - \text{当該年度の温室効果ガス排出量}}{14\sim 16\text{ 年度温室効果ガス排出量平均}}$$

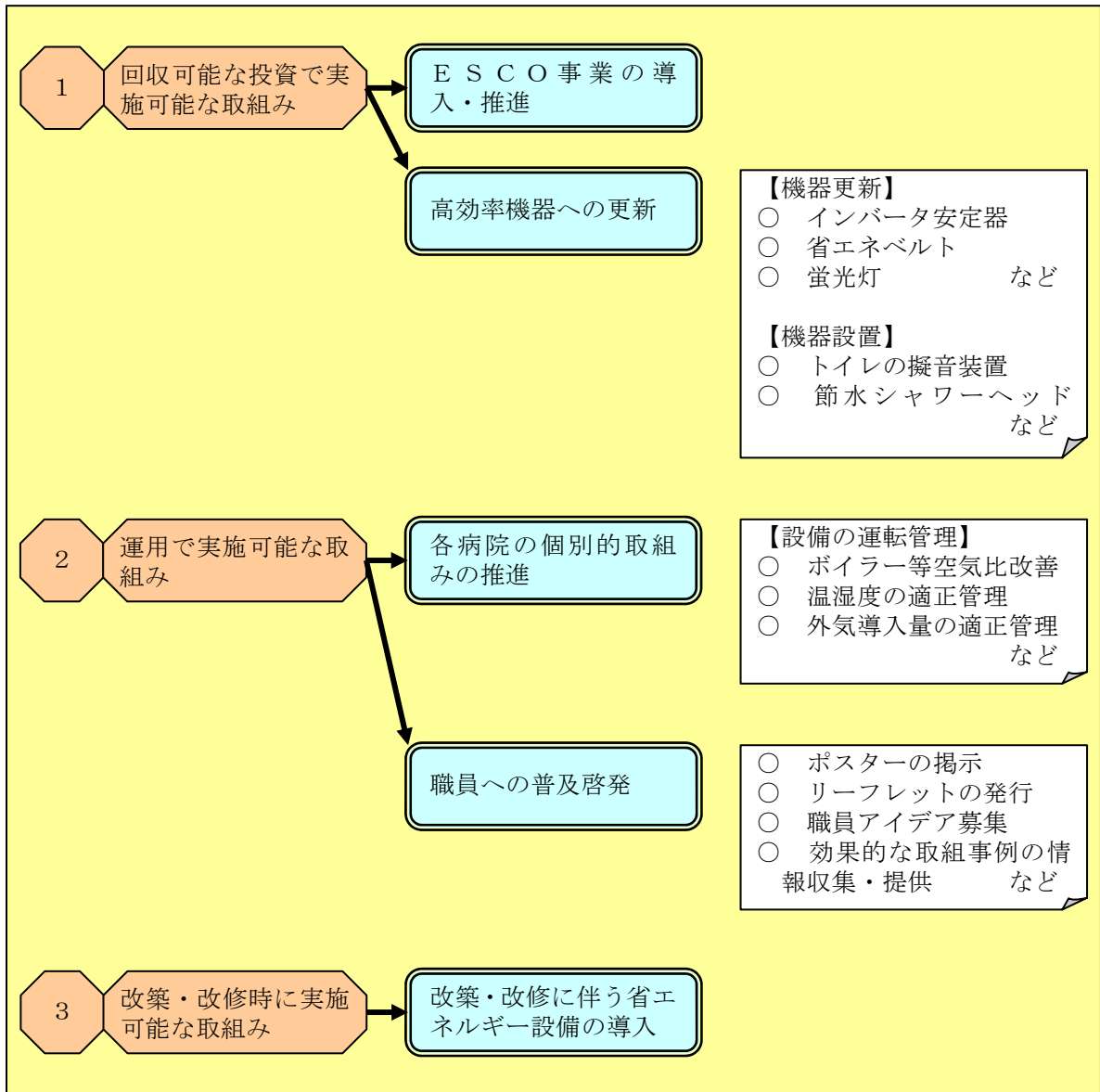
(注1及び3) 基本対策及び目標対策

区分	主な対策	備考
基本対策	【運用対策】 ボイラーの空気比管理、冷凍機等の出口温度管理、 温湿度の適正管理、外気導入量の適正管理、適正な照明管理	① 既に実施済、 ② 設備等の状況により実施困難、 ③ 削減効果が少ない などの理由により、知事が認めたものは実施不要
	【設備導入等対策】 ポンプ等のインバータ制御、蒸気バルブの保温、 空調機等への省エネベルトの導入、 蛍光灯の安定器のインバータ化、白熱電球の蛍光灯への更新	
目標対策	コージェネレーションシステムの導入、ボイラーの更新、 冷凍機の更新、空気調和機の更新	基本対策以外に、各施設が独自に実施する対策

8 省エネルギー対策の推進

目標を達成するため、次の体系により省エネ対策に取り組んでいく。

【省エネ対策の体系】



(1) 回収可能な投資で実施可能な取組み

大規模な改修等を行うまでの間に、設備等の更新を行い、投資に見合う省エネ効果や光熱水費の節減が期待できる取り組みを実施する。

ア ESCO事業の導入・推進

ESCO事業については、東京都として初めて広尾病院に導入することとし、平成18年度からの運用開始に向けて、平成16年12月に事業者を募集し、平成17年度に設備の改修を行っている。

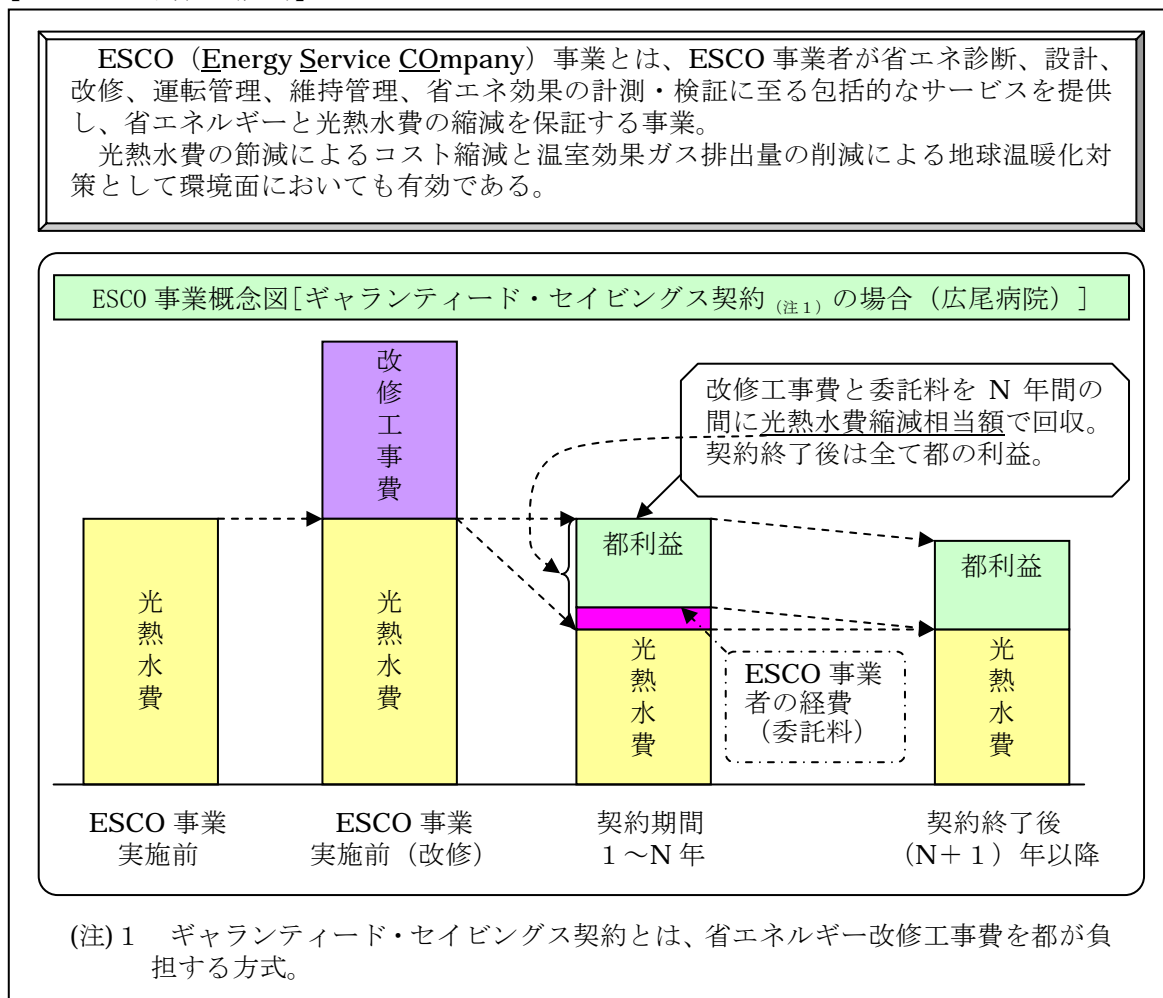
また、大塚病院についても平成19年度からの運用開始に向けて、平成18年1月に事業者を募集している。

今後は、大規模な改修等を行うまでの間に、投資に見合う省エネ効果や光熱水費の節減が期待できる病院について、ESCO事業導入に必要な省エネルギー診断を実施

し、導入可能な場合にはESCO事業を導入していく。

病院別・年次別の対策の一覧は、別表2「ESCO事業の導入・推進（病院別・年次別）一覧」（18頁参照）のとおりである。

【ESCO事業の概要】



イ 高効率機器への更新

大規模な改修等を行うまでの間に、ESCO事業に適合しない設備については、耐用年数や劣化状況を踏まえ、蛍光灯インバータ安定器の更新など電気・ガス・燃料等の消費量が少ない高効率機器に更新するとともに、トイレの擬音装置の設置等を行う。

病院別・年次別の対策の一覧は、別表3「高効率機器への更新（病院別・年次別）一覧」（19頁参照）のとおりである。

(2) 運用で実施可能な取組み

設備等の更新を行っても、投資に見合う省エネ効果や光熱水費の節減が期待できない設備については、運用管理などで様々な工夫を行い、省エネ対策に取り組む。

ア 各病院の個別的取組みの推進

ボイラー空気比の改善等、設備の運用管理を改善するなど、従来から各病院が実施してきた省エネ対策については、今後も継続して運用するとともに、外気導入量の適正管理を新たに実施するなど、取組内容を拡充していく。

病院別・年次別の対策の一覧は、別表4「各病院の個別的取組みの推進（病院別・年次別）一覧」（21頁参照）のとおりである。

イ 職員への普及啓発

本部及び各病院において、省エネルギーに関するポスターの掲示やリーフレットの配布等を通じて、職員が常に省エネルギーを念頭において、日常業務に従事するよう普及啓発を行い、無駄なエネルギー消費を防止するよう努める。

また、省エネルギー等に関する新たな知見などについて、情報収集を行い、病院へ周知を図るとともに、職員から効果的な省エネ対策の提案を受け付ける。

本庁職員については、財務局建築保全部庁舎管理課が実施する都庁舎の省エネルギー活動に協力する。

【事例：駒込病院の省エネ通信発行】

「駒込省エネ通信」を発行し、職員へ席上配布。

駒込 省エネ通信

ご存知ですか？ 駒込病院の電気代！

16年度の病院の電気1kw単価は、平均13円18銭でした。（基本料を含む）

当院では、経費節減をするため、東電といろいろ協議しています。
これまでに、以下の取り組みを行ってきました。

- 1) 最大契約電力を超えないよう、デマンド装置を取り付け、常時監視しています。
- 2) 廉価な「夜間電力」を使用しています。
- 3) 夏期には、「ピーク時間調整」契約を取り交わし、使用量を調整しています。

因みに、一般家庭の電気料金は？ 15A契約の場合

基本料金409.5円＋従量単価（120kwhまで）@15円56.1銭×使用量となります。

さて、ここで問題です！ 蛍光灯の料金？

天井を見上げてください。

40ワットの蛍光灯が3本ついています。

ナースステーションでは、24時間、365日点灯しています。

この電気代は？

$40W \times 3本 \times 24h \times 365日 \times 13円18銭/h = 13,855円$

ナースステーション、処置室、カンファレンスルームなど24時間、点灯している器具の台数を頭に浮かべてください。

ほんの少しの節電が、大きな節減につながります。

夏期期間には、とくに節電・節水に心がけましょう！

省エネで地球環境を守りましょう！ 省エネで経費節減にご協力下さい！

この他に、過去3年間の月別の上下水道、電気、ガスなどの料金、使用量の比較表を添付。

(3) 改築・改修に伴う省エネルギー設備の導入

改築・改修を予定している病院については、改築・改修時に電気・ガス・燃料等の消費量が少ない高効率機器を導入していく。

また、改築・改修に当たっては、「地球温暖化防止に向けた都有施設環境配慮整備指針（財務局）の適用を検討するなど、省エネルギーや地球温暖化防止に配慮した病院とし

ていく。

なお、削減効果については、最も早く改築・改修を予定している多摩広域基幹病院（仮称：現府中病院）及び小児総合医療センター（仮称）の開設が平成 22 年 3 月のため、今回は削減効果を見込んでいない。

9 計画の進行管理

(1) 推進体制の整備

ア 病院経営本部推進体制の整備

本部省エネ計画の進行管理を行うため、病院経営本部に「病院経営本部省エネルギー対策推進委員会」（以下「本部推進委員会」という。）を設置する。

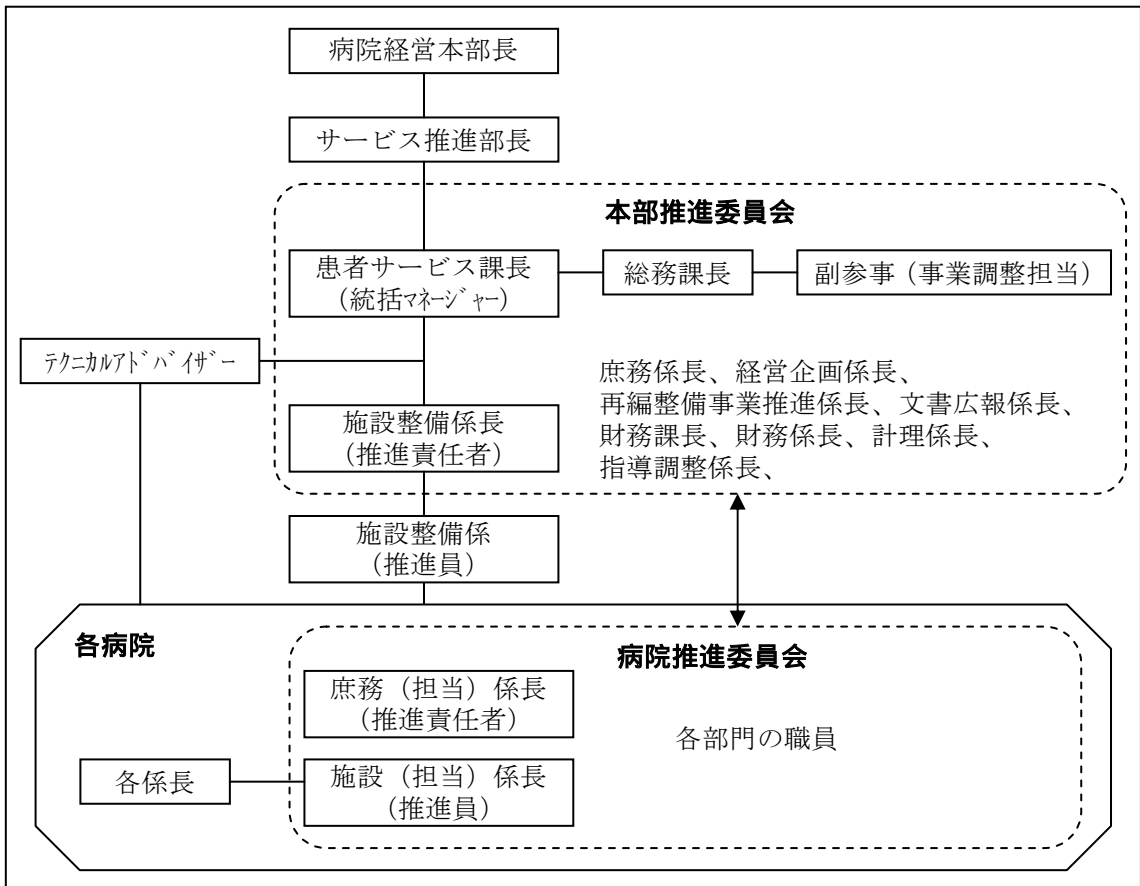
その構成員は、総務課長、財務課長、患者サービス課長、経営企画部副参事（事業調整担当）、庶務係長、経営企画係長、再編整備事業推進係長、文書広報係長、財務係長、計理係長、指導調整係長、施設整備係長とする。

本部推進委員会の事務局は、施設整備係とする。

イ 各病院推進体制の整備

各病院においても、院内の各部門の職員から構成する推進委員会（以下「病院推進委員会」という。）を設置し、進行管理を行う。ただし、既存の院内委員会を活用することも可能とする。

【推進体制図】



- (注) 1 「統括マネージャー」とは、推進体制の統括責任者をいう。
2 「テクニカルアドバイザー」とは、統括マネージャー及び推進責任者並びに推進員に対して技術的な助言を行う者をいう。
3 「推進責任者」とは、削減対策の責任者として、進行管理を行う者をいう。
4 「推進員」とは、推進責任者の指示に従い、削減対策を実施する者をいう。

(2) 病院経営本部における進行管理

本部推進委員会は、本部省エネ計画の進行管理に当たって、P D C Aサイクルの手法を取り入れ、病院推進委員会から実施状況の報告を求め、実施状況の点検、評価を行い、必要に応じて取組内容の見直しなどを行う。

ア 点検・評価の実施

(ア) 実施状況の点検

概ね四半期毎に、本部省エネ計画で示した省エネ対策の実施状況について、各病院から報告を求め、点検を行う。その結果、省エネ対策の実施が遅れている場合、原因を分析のうえ、病院推進委員会に解決を求める。

(イ) 実施状況の評価

毎年度、目標達成度と取組内容の進捗状況を把握するため、各病院の実績調査を実施し、実施状況の評価を行う。

同時に、病院業績評価制度による評価を行う。

また、提出された実績調査結果をもとに、環境局へ報告する。

イ 取組内容の見直し

実施状況の評価の結果、必要な場合には取組内容の見直しなどを行う。

また、最新の省エネルギー技術や他局施設での省エネ対策について、環境局などを通じて情報収集を行うとともに、効果的な取組事例等について、病院推進委員会から提案を求め、実施可能な取組内容については各病院に実施を求めていく。

ウ 計画の見直し

計画期間の中間年度に当たる19年度に、実施状況や目標の達成度を勘案して、必要な場合には、「地球温暖化対策計画書」制度に準じて、本部省エネ計画を変更する。

(3) 病院における進行管理

病院推進委員会は、P D C Aサイクルの手法を取り入れ、実施状況の点検、評価を行い、本部省エネ計画の病院別実施計画が着実に実行されるよう進行管理を行うとともに、必要に応じて取組内容の見直しなどを行う。

また、職員から効果的な省エネ対策の提案を受け付けるなど、職員の意識の向上に努める。

ア 実施状況の点検

概ね四半期毎に、本部省エネ計画の病院別実施計画で示した省エネルギー対策等の実施状況について、本部に報告する。

イ 実施状況の評価

病院は、毎年度、実施状況の評価を行い、本部に対して目標達成度と取組内容の進捗状況に関する実績調査を提出する。

ウ 取組内容の見直し

実施状況の評価の結果、必要な場合には取組内容の見直しなどを行う。

また、職員から提案された効果的な省エネ対策については、実施していく。

10 計画の公表

本部省エネ計画は、「地球温暖化対策計画書」制度の趣旨に基づき、病院経営本部ホームページで公表するとともに、窓口での閲覧も行う。

また、本部省エネ計画の実施状況等についても、毎年度公表する。

【公表内容】

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
本部省エネ計画	実施状況	中間報告書 本部省エネ計画（変更）	実施状況	実施状況	結果報告書

(注) 1 中間報告書とは、毎年公表する「実施状況」が前年度までのエネルギー消費量等の状況と削減対策の進捗状況であるのに対して、これに目標の達成状況を加えたもの。中間年度に公表し、必要な場合には計画の変更を行う。

2 結果報告書とは、中間報告書と同様であるが、最終年度終了後に公表する。

【閲覧窓口】

病院経営本部経営企画部総務課文書広報係

電話 03 (5321) 1111 内線 50-131

電子メールアドレス S0000566@section.metro.tokyo.jp